

## I 基本方針

国立大学法人徳島大学（以下「本学」という。）は、国立大学としての使命と社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、本学に対するあらゆる不当要求に応じないことを基本方針とし、厳正かつ公正に対応するものとする。

## II 不当要求への対応方針

### 1 不当要求とは

不当要求とは、暴力行為、脅迫行為（電話や電子メールによるものを含む。）及び威嚇的・恫喝的な言動等により、本学又は本学役職員に対し違法又は不当な要求を行う団体又は個人の行為をいう。

### 2 不当要求への対応

#### (1) 直接対応（対面）の場合

- ・原則として複数の職員で対応するものとし、冷静・沈着かつ毅然とした態度で接すること。
- ・相手の言動や要求内容を正確に把握すること。
- ・不当要求と判断した場合は、上司等へ報告し、指示を仰いで対応すること。

#### (2) 間接対応（電話・電子メール）の場合

- ・冷静・沈着かつ毅然として対応し、相手の言葉遣いや要求内容を正確に把握すること。
- ・不当要求と判断した場合は、上司等へ報告し、指示を仰いで対応すること。

#### (3) 役員、部局長への報告

- ・不当要求があった場合の対応結果については、事務局にあっては関係理事、部局にあっては当該部局長に報告すること。
- ・報告を受けた理事、部局長は、必要に応じて学長に報告すること。

## III 外部機関との連携

### 1 警察への連絡

- ・平素から、本学の安心・安全のため、警察と緊密な連携関係を構築すること。
- ・不当要求が発生し、身体に危害を加えられ、又は加えられるおそれがあるなど、役職員では対応できないと判断した場合は、直ちに警察署に連絡すること。

＜連絡先＞ 新蔵地区・常三島地区→徳島中央警察署（624-0110）  
蔵本地区 →徳島名西警察署（632-0110）

### 2 弁護士への相談

- ・平素から、本学の安心・安全のため、弁護士と緊密な連携関係を構築すること。
- ・不当要求が発生し、専門的な立場の助言が必要と判断した場合は、弁護士に相談すること。

## IV 病院における対応

病院における不当要求に対する対応については、この方針に基づくほか、病院の「不当要求行為対応マニュアル」によるものとする。